

## お 申 込 の 内 容

■お申込に際しましては本内容を御確認下さい。

### 第1条 標準引越運送・取扱約款

- ① 申込に際しては運輸省告示、標準引越運送・取扱約款（以下引越約款という）にもつきまします。
- ② 但し引越約款第3章第4条に引受拒絶の品物があり、それは次の品物で引越荷物として扱われます。  
**現金・有価証券・切手・印紙・宝石貴金属・預金通帳・キャッシュカード・印鑑・鍵・動植物・楽器・美術品・骨董品・火薬等**で運送に当って特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないものです。
- ③ 但し、前項に類する品物であってもいかなる事故が発生しようとも異議を申し立てされない場合に限り引越荷物として扱います。
- ④ 運搬取り扱い上特別な扱いが必要な品物（複写機・医療機器・精密機械・楽器・人形・人形ケース・飾り物・置物・仏具・神具・刺繍・薬品・その他こわれやすい物等）はお客様の負担にて通常の運搬作業に十分耐える梱包（当社でも引受けず）をされ、当社の故意又は過失以外の事故が発生しても異議を申し立てされない場合に限り引越荷物として扱います。  
尚上記品物をお客様にて梱包された場合はその内容物と取り扱い方法を必ず表示して下さい。
- ⑤ 表記金額のお支払いはどのような事情が発生しようとも表記提示額通りにお支払い願います。引越当日の変更・遅延はできません。尚個人のお申込で後払いのお振込みはお受けできません。クレジットカードのご利用は事前にカードの種類と名義・カード№等をご連絡下さい。

### 第2条 補償・保険（お客様の免責はありません）

- ① 当社と当社契約の保険会社の運送保険にてお客様の大切な家財道具は最高1000万円まで補償しております。  
お荷物の補償額が1000万円を超える場合はお客様にてその額をお決めいただき、別途運送保険（当社にて扱います）にご加入下さい。申告なき場合は1000万円を補償限度といたします。
- ② 請負賠償保険にて作業中の補償についても家財道具及び家屋に対し各1000万円まで、又第三者への人身事故は1億円まで保証しております。
- ③ 次の品物は補償できませんのでご注意ください。  
(1) 大理石・石材・骨材・陶製品（ガラス細工・シャンデリア・陶製大型壺・大型飾り物等）・観賞植物（盆栽）・樹木・種子・苗木・貴金属・宝石・書画・骨董・美術品・古文書・設計図・学用品・愛玩動物・現金・有価証券・革製品（応接セット・毛皮他）・食品・酒類・灯油・油脂類・液体・液体調味料・冷凍品・薬品及びすべてに受損しているもの。又この項の品物の事故や漏洩による汚損・破損された品物。  
(2) 高級ブランド品や高価品が運送荷物の中に入っている場合は、引越当日リターナーにその旨申し出て下さい。申告なき場合は補償できません。
- ④ 次の場合は補償できませんのでご注意ください。  
(1) 機械・電化製品の内部故障。  
(2) お客様にて梱包されたものの破損や紛失などの事故。  
(3) 警察へ届出されない紛失や盗難等の損害。  
(4) お客様側の故意又は過失による紛失・破損。  
(5) 輸送の遅延による損害。（例＝交通障害・風水害・地震等による遅れ）  
(6) 被害者交通事故による遅延・破損。  
(7) 暴動・地震・噴火・風水害等によって生じた損害。  
(8) お客様側のお手伝いの方と共同作業による事故。  
(9) お客様の希望で当社作業員が好意で契約内容以外の作業（洗濯機の水道工事や電化製品・棚等の取外し取付）を行い事故を起こした場合、又そのあと始末が不完全な場合。  
(10) 灯油等は運べませんが、万が一引越荷物の中に混っていた為他の家財を汚したり匂いがついた場合。  
(11) 複数のセットの食器・家具・電化製品等の単品の事故の場合はその単品のみの補償とさせていただきます。  
(12) 紛失又は破損した品物の時価以外の個人的附加価値は補償できません。  
(13) ワークロード・コンピューター（パソコンを含む）のプログラムやソフトウェア及び、写真・ビデオテープ・CD・フロッピー等の記録内容や附加価値は補償できません。  
(14) 別途運送保険（お客様負担）に加入されていないプラズマテレビ、大型液晶テレビは補償できません。又、加入されていても内部故障は補償できませんのでご注意ください。  
(15) 当社の責任と断定・証明できない消滅や損失は補償いたしかねます。
- ⑤ 事故が起きた場合。  
(1) お引越に際しては万全な対策を講じておりますが万が一当社作業員の不手際によりお荷物に破損等が生じた場合は直接作業責任者にお申しつけの上、作業完

了確認書に事故の状況を記入しご署名下さい。

- (2) 当社より「事故報告書」をお送りした場合には、事故状況をできるだけ詳しく記入しご署名・捺印のうえご返送下さい。返送なき場合は補償できないことがありますのでご注意ください。
- (3) 補償に際し見積書と写真が必要です。ご面倒ですがお客様にてご用意願います。
- (4) お荷物の保証期間は、荷物引き渡し後3ヶ月となっております。
- (5) お客様の故意又は過失により当社が損害を被った時はその損害賠償をお客様に請求することがあります。

### 第3条（保管）

- ① 預り期間途中での荷物の一部出荷に際しては別途手数料が必要ですが、又保管料が入金されていない場合は一切出荷できません。
- ② 出荷（配達）日は5日前までにご連絡下さい。但しその日の出荷を継続している場合は別の日でご予定願います。

### 第4条（条件違い）

- ① お客様にて小物梱包をされる場合引越前日までに必ず完了しておいて下さい。万が一当日梱包作業をされずと大変時間がかかりその為残業などの追加料金をいただく場合があります。又当日当社作業員が梱包作業をした場合1ケースにつき1000円の梱包作業料を加算させていただきます。
- ② 諸事情による作業開始時間又は到着時間の遅れは約束時間より2時間以内まで互いに免責と致しますがそれ以上の遅れについては30分につき3000円の遅延補償料を払うものといたします。但し遅延補償は3時間まで（約束時間より5時間まで）としそれ以上は補償しないものとします。万が一遅れる場合はお互いできるだけ早く連絡を取り合うことといたします。
- ③ 午後からの作業を午後割引で申込されている場合の作業開始時間及び完了予定時間はだいたいの目安です。もしその時間から遅れるような事があっても作業をさせていただいた以上は遅延補償はできません。
- ④ 交通事故・交通渋滞・地震・津波・噴火・風水害・暴動・ストライキ等当社以外の要因で遅れた場合の補償はできません。
- ⑤ 引越当日、見積時より荷物が増えて予定のトラックに積み残った、引越先の先行や条件が変わったり、不要品処分が追加になる等の場合それに要する実費を申し受けます。

### 第5条（とりけし）

- ① お引越し2日前までは、とりけし手数料はかかりませんが、当社では正確で安全な引越をさせていただきお申込と同時にお客様の引越の準備にかかります。したがってお客様のご事情によりとりけし又は延期される場合には、以下のとりけし手数料を申しあげます。  
(1) お引越の前日にとりけしされた場合は運賃の10%。  
お引越の当日にとりけしされた場合は運賃の20%。但し前日のとりけし可能時間はPM5:00までです。又当日とりけしで車及び作業員がすでに当社の基地を出発した後はとりけし不可能のため人件費及び諸経費等の実費を別途申しあげます。  
(2) 日程変更の場合も上記に準じます。
- ② すでに梱包資材をサービス又は販売でお届けし使用されている場合は表記梱包資材単価にてお買い上げいただきます。  
又は梱包資材を当社にて引取りする場合は引取り料金が掛かります。
- ③ とりけしされる場合は上記内容をご了承いただいたものと判断いたします。

### 第6条（特別注意事項）

- ① お荷物の積込最終チェックはお客様にてお願い致します。積み忘れは当社には責任がないものとさせていただきます。
- ② お電話によるお申込の場合も全てこの内容に準じます。

### 第7条（工事にに関する注意事項）

エアコンその他移設・新設基本工事には、配管延長、ガスチャージ、追加部品、室外機天吊・屋根置き、壁穴開け等の工事は含まれておりません。必要な場合のみ別途料金にてお引受け致します。

### 車両一覧表

| 車種                  | Z  | X  | A  | B  | C  | D  | E | F |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|---|---|
| 容積(m <sup>3</sup> ) | 48 | 36 | 32 | 24 | 20 | 16 | 8 | 4 |